

都市計画税（市町村税）

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地・家屋にかかります。

◆納める人

原則として、市街化区域内に土地や家屋を所有している人に課税されます。
本県では、徳島市において課税されています。

◆納める額

都市計画税の税率は0.3%を限度として、市町村の条例で定められます。

$$\begin{array}{l} \text{固定資産の価格} \\ \text{(課税標準)} \end{array} \times \begin{array}{l} 0.275 \\ \hline 100 \\ \text{(税率)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{税額} \end{array}$$

(注) 課税標準は、土地又は家屋の価格で、固定資産税の課税標準と同水準となります。

◆免税点

固定資産税について免税点未満のものについては、課税されません。

◆課税標準の特例

住宅用地については、次の特例があります。

一般住宅用地	価格の3分の2
小規模住宅用地	価格の3分の1

また、令和3年度から令和5年度までの各年度の土地に対する都市計画税の額については、固定資産税に準じた特例措置があります。

◆申告と納税

1月1日現在の所有者に課税され、市町村から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。

